

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

黒石市の土砂災害ハザードマップには、集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害がおよぶおそれがある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜の崩壊危険区域、土石流危険渓流に指定されている箇所が多数示されている。

(洪水：ハザードマップ)

黒石市は、岩木川水系十川の約1.3キロメートル（左岸黒石市）とその付近が、平成31年1月23日付で水位周知河川の「洪水浸水想定区域」として指定・公表された。それに伴い、黒石市では、洪水浸水想定区域図に避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成した。想定する浸水区域は、馬場尻の北部で主に派村周辺となっており、およそ150ha、水深は50cm未満程度となっている。

(地震：J-SHIS、当市地震防災マップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%以上3%未満の確率で発生が予想される。

黒石市地震防災マップでは、「青森県地震・津波被害想定調査」において青森県に大きな被害を及ぼすと予想される3つの地震（①内陸型地震、②太平洋側海溝型地震、③日本海側海溝型地震）の中で、最も影響が大きいとされる、①内陸型地震※を想定し、市内各地の揺れの大きさを予想している。

※内陸型地震

黒石市では市域の西側を黒石断層が横断しているが、この断層を含む津軽山地西縁断層帯を参考に、1776年津軽の大地震に相当する地震を想定したマグニチュード7.2の地震。

(その他)

黒石市は、積雪期において地震の災害が発生した場合、雪の重み等による家屋倒壊のほか積雪期の避難所、交通及び避難路の確保の障害などが想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

<黒石商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合>

- ・商工業者数 1,272 者 (2016年現在)
- ・小規模事業者数 1,017 者 (2016年現在)

【内訳】

業種	2016年度当所管轄市内事業者		備考（事業所の立地状況等）
	事業者数	うち小規模事業者	
卸売・小売業	370	250	市内に広く分散している
生活関連・技術・複合サービス業	268	262	市内に広く分散している
飲食・宿泊業	220	184	飲食業は市内中心部に多い 宿泊業は温泉地区に多い
建設業	146	137	市内に広く分散している
医療、福祉	27	24	市内に広く分散している
不動産業	65	62	市内中心部に多い

製造業	81	56	市内に広く分散している
教育、学習支援業	27	22	市内に広く分散している
運輸業・郵便業	29	7	市内に広く分散している
金融業・保険業	22	8	市内中心部に多い
農業・林業	15	3	市内に広く分散している
情報通信業	2	2	市内に広く分散している
合計	1,272	1,017	

(3) これまでの取組

1) 黒石市の取組

①黒石市地域防災計画の策定

黒石市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、地震災害や風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、黒石市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害や風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として策定している。

②黒石市総合防災訓練の実施

黒石市では、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又は大規模地震を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施している。

③防災備品の備蓄

黒石市が備蓄している物資項目は次のとおり（令和 2 年 7 月現在）

災害備蓄用毛布、災害備蓄用タオルセット、防災用ヘルメット、災害時活動用ベスト、インバータ式発電機、ブルーシート、投光器、防滴コードリール、大型救急セット、二つ折り担架、ハンド型メガホン、LED 誘導灯、ランタンライト、ランタントーチ、携帯ラジオ（ダイナモランタンラジオ）、携帯ラジオ、サージカルマスク、ケプラー手袋、ウェットティッシュ、ポータブルファンヒーター、石油ストーブ、非常用飲料水、非常用飲料水用袋、湯たんぽ、寝袋、非常用ローソク、車載用ワンタッチ広報スピーカーセット、段ボール組立トイレ用テント、防災用品レディースセット、ガソリン携行缶、黒石市広報車マグネットシール、防災広報装置補助機器（IC レコーダ等）、充電式乾電池（単 3.4 型）、充電池用充電器（単 3.4 型共通）、キャリーバック、脚立、スコップ、軽油 80ℓ、ガソリン 20ℓ

保管場所：防災倉庫 黒石市緑ヶ丘 124 番地（除雪センター内）
 第 2 防災倉庫 黒石市市ノ町 11-1（公用車車庫内）
 黒石市役所 黒石市市ノ町 11-1（庁舎内総務課等）

④黒石市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

黒石市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定により、特措法第 7 条の規定により県が作成する県行動計画に基づき、「黒石市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 27 年 9 月に策定した。

同計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症は以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、黒石市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じてその見直しを行うとともに、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時適切にその変更を行うものとする。

2) 黒石商工会議所の取組

①黒石商工会議所 BCP の策定

黒石商工会議所では、事務局の活動を早急に再開し、地域事業者の復旧に尽力しなければならないことから、「復旧期間の短縮」、「ダメージの減少」を目的として「黒石商工会議所 BCP」を令和 2 年 11 月 26 日に策定し、災害時の具体的な体制やマニュアル等を定めた。

②事業継続計画に関する国の施策の周知

黒石商工会議所では、経営改善事業の一環として、事業所巡回指導時に、企業として防災・減災や BCP 策定の重要性を伝えている。併せて BCP に積極的に取り組む小規模事業者を紹介している。

③防災備品を備蓄

黒石商工会議所が備蓄（一部購入予定備品含む）している物資項目は次のとおり（令和 3 年 1 月現在）

- ・緊急避難用非常持出袋
（食料品、飲料水、毛布、エア枕、アルミ保温シート、寝袋、簡易トイレ、軍手等）
- ・食料品
（乾パン、インスタント食品、飲料水等 20 名×3 日分程度）
- ・防災・復旧用品
（ブルーシート、ビニールテープ、簡易土嚢袋、スコップ、トランシーバー、拡声器等）
- ・保護・救護用品
（救急セット、ヘルメット、毛布、軍手、タオル、ゴーグル、防塵マスク、サージカルマスク、消毒液）
- ・生活用品・その他
（缶切り、卓状コンロ、鍋、紙皿、ラップ、紙コップ、スプーン、割り箸、トイレットペーパー、ウェットタオル、ライター、マッチ等）
- ・予備電池・予備燃料
（乾電池、カセット）

④黒石市が実施する「消防訓練」への参加及び協力

黒石商工会議所では年 1 回、黒石市産業会館「火災通報・避難・消火訓練」に参加し、火災に備えた避難訓練を毎年実施している。

II. 課題

黒石商工会議所としては、地域経済が被害を受けてから早急に復興するには、個々の企業の事業継続力強化計画等の策定・実行は勿論であるが、黒石商工会議所を含む経営支援団体が災害状況に応じ、的確かつ臨機応変に支援を行う事が早期の事業再開を可能にするものと考えている。

その中で、黒石商工会議所としても令和 2 年 11 月 26 日、「黒石商工会議所 BCP」を策定し、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備したが、その内容について、より実態に即した対応が取れるよう体制を強化していく必要がある。

市内の事業者についても、大手企業との取引がある場合や、従業員規模の大きい場合については、防災訓練の実施や既に事業継続計画を策定するなどしているが、大多数の事業者については、まだ十分な対策を取っていない現状にあるといえる。

今後は、黒石市や損保会社などとも連携しながら、施策の周知を更に強化し、事業継続力強化計画等の策定の必要性を理解してもらえよう、職員のノウハウ・スキルの向上を図りながら、多くの事業者の事業継続力強化計画等の策定を支援する。

III. 目標

中小企業・小規模事業者は、経営強靱化を図り、災害対応力を高める必要がある。突然の経営環境の変化に対応するため、自然災害や感染症等への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援するため、黒石商工会議所と黒石市との共同により事業継続力強化支援計画を策定し、事前対策の支援や発災後の対策等、黒石商工会議所と黒石市との連絡体制を平時より構築する等、万が一の場合の地域経済・企業への影響を最小限にするための事業に取り組む。

- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前対策と事業継続力強化計画等の策定の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、黒石商工会議所と黒石市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

黒石商工会議所と黒石市との情報共有及び必要に応じた協議の他、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び支援策の周知

- 窓口、巡回指導時に、「黒石市ハザードマップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（建物耐震性や設備の固定対策等、日頃からのハード面での対策の重要性、リスクファイナンス（保険等）としての事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）また、事業継続計画について案内・説明する。
- 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業継続力強化計画等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 黒石商工会議所の各部会や青年部、女性会等の会議時にも事業継続力強化計画等や国の施策等の周知・案内を行う。
- 新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型インフルエンザ等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 黒石商工会議所の事業継続計画の作成

黒石商工会議所では、本計画と並行して令和2年11月事業継続計画を作成。（別紙参照）

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社である、東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束次期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- 関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 窓口、巡回指導を通じて、小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の取組状況のアンケートを実施、その事業者の状況に応じて、計画策定や保険等加入についての支援を行い、取組状況をフォローアップする。
- 黒石商工会議所と黒石市の関係部署において、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、黒石市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は、必要に応じて実施する）。
- 訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- 訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等発災時には、人命救助が第一である。下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

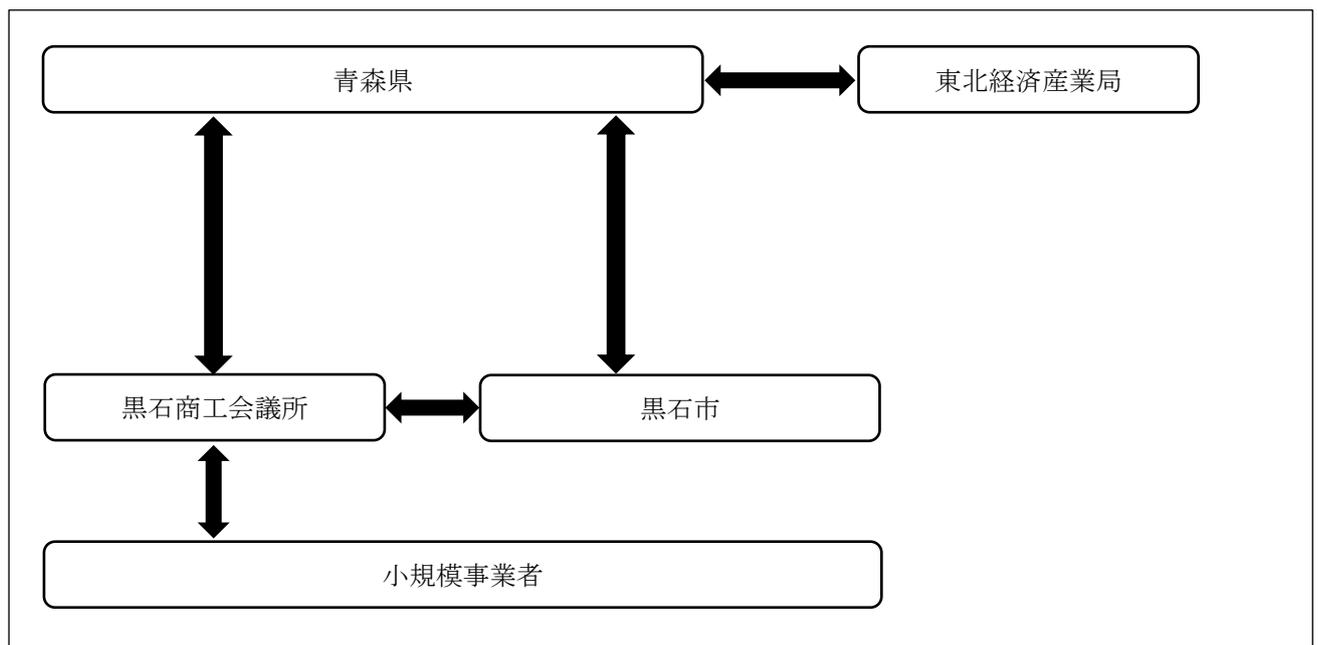
- 黒石商工会議所では、発災後1時間以内に職員の安否確認の報告を行う。(※黒石商工会議所は、携帯電話にて安否確認システム「め組」やアナログ回線等を活用。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認したうえで所内で共有する。)
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染防止対策を徹底して行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、黒石市における感染症対策本部設置状況等を勘案して黒石商工会議所による感染症対策を行う。
- 黒石商工会議所BCPに則り、災害に関する公表内容を整理し、地域総合経済団体としての活動が実施できるよう運営体制を整備する。

2) 応急対策の方針決定

- 黒石商工会議所BCPに則り、応急対策の方針を決定するために必要な災害状況(エリア内人的・建物含む)の掌握のため、商店街や業種組合、市内の主な会員企業等に対し、安全確保したうえでの現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。
- 収集した情報をもとに、BCPの発動の有無を危機対策本部長(黒石商工会議所専務理事)が状況を見極め、当面の方針を決定する。BCPが発動となった際には事業継続計画に基づき行動する。
- 黒石商工会議所と黒石市は状況に応じて、被害情報等を共有する。
- 青森県地域防災計画に基づき、黒石商工会議所では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- 黒石市で取りまとめた「黒石市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行う。
- 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- 黒石商工会議所と黒石市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、予め確認した方法により行う。
- 黒石商工会議所と黒石市が共有した情報を、青森県の指定する方法により黒石商工会議所から青森県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、黒石商工会議所と黒石市が共有した情報を青森県の指定する方法により黒石商工会議所又は黒石市から青森県へ報告する。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、必要に応じて黒石市と協議する（黒石商工会議所は、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、黒石商工会議所等に相談窓口を設置する。（黒石商工会議所）
- 地区内小規模事業者等の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- 地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ電話、会報等を活用して周知。併せて小規模企業振興委員や地区協議会等の情報発信に有効なツールも活用して周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 青森県の示す方法に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- 被害規模が大きく、黒石商工会議所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所に相談し、対応を図る。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 2)

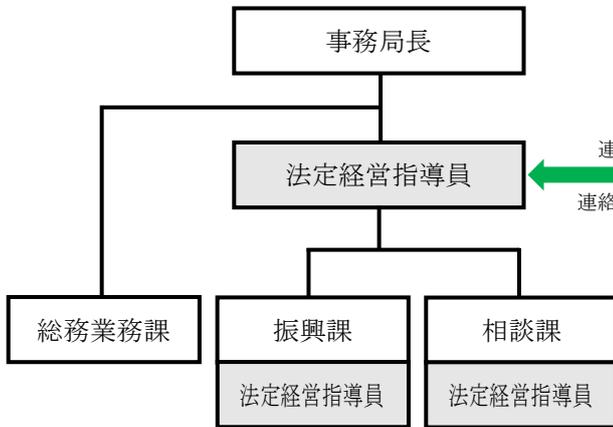
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

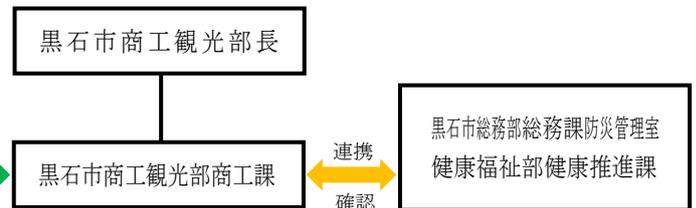
(令和 3 年 1 月 4 日現在)

(1) 実施体制

■黒石商工会議所



■黒石市



商工業者数	1,272	事務局長	1名
小規模事業者数	1,017	経営指導員	3名
会員数	777	補助員	2名
		記帳専任職員	3名
		一般職員	5名
		計	14名

黒石市事業継続力強化支援連絡会議 (1年に1回)

(事業の企画立案・評価・見直し機関)

- 【構 成 員】 黒石商工会議所 : 法定経営指導員
黒石市 : 商工観光部商工課、総務部総務課防災管理室、健康福祉部健康推進課
- 【外部有識者】 ※必要に応じて招聘する。専門家、連携する損保会社等

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する
経営指導員による情報及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名・連絡先

氏名：鳴海淳一郎、西沢 弘 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 連絡先

①黒石商工会議所 中小企業相談所振興課

〒036-0307 青森県黒石市大字市ノ町 5 番地 2 (黒石市産業会館 2 階)

TEL:0172-52-4316 / FAX:0172-53-3875

E-MAIL:kuroishi@k-cci.or.jp

②黒石市 商工観光部商工課

〒036-0307 青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

TEL:0172-52-2111 / FAX:0172-53-1839

E-MAIL: kuro-souhan@city.kuroishi.aomori.jp

③黒石市 総務部総務課防災管理室

〒036-0307 青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

TEL:0172-52-2111 / FAX:0172-52-6191

E-MAIL: kuro-bousai@city.kuroishi.aomori.jp

④黒石市 健康福祉部健康推進課

〒036-0307 青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

TEL:0172-52-2111 / FAX:0172-52-6191

E-MAIL: kenkou-suishin@city.kuroishi.aomori.jp

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
内 訳	1. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
	2. 連絡会議運営費	50	50	50	50	50
	3. セミナー開催費	100	100	100	100	100
	4. チラシ作成・広報費	150	150	150	150	150
	5. 防災、感染症対策費	500	500	500	500	500

調達方法

青森県小規模事業経営支援事業費補助金、会費収入、事業収入 等